

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 令和元年度 第2回協議員総会を開催 令和2年度事業計画を協議 …………… 1
- ◆ 令和元年度 認定こども園研修会を中止いたします …………… 2
- ◆ 【重要・再周知】
『保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報』を掲載している厚生労働省ホームページ …………… 3
- ◆ 保育所等の卒園式・入園式等の開催に関する考え方について（2月26日時点）
（厚生労働省） …………… 3
- ◆ 保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（厚生労働省） …………… 4
- ◆ 保育所等における感染拡大防止のための留意点について（厚生労働省） …… 6
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（厚生労働省） …………… 6
- ◆ 体罰等によらない子育ての推進に関する検討会（第4回）が開催される
（厚生労働省） …………… 7
- ◆ 保育の現場・職業の魅力向上検討会（第2回）が開催される
（厚生労働省） …………… 8
- ◆ 『月刊福祉』3月号「子どもの権利をいかに守るか —社会的養護のこれから」
（全社協・出版部） …………… 9

◆令和元年度 第2回協議員総会を開催 令和2年度事業計画を協議

令和2年2月14日、令和元年度 第2回協議員総会を全社協・灘尾ホールにて開催しました。

万田会長、全国社会福祉協議会・寺尾徹常務理事、厚生労働省子ども家庭局・矢田貝泰之保育課長のご挨拶に続いて、令和元年度事業進捗状況・決算見込が報告され、令和2年度事業計画・収支予算に係る議案審議が行われ、原案どおりに承認されました。

万田会長は令和2年度事業計画の説明の中で、「人口減少地域」における課題の検討についてふれ、令和元年度全国保育組織正副会長等会議において協議された内容を踏まえ、保育施策検討特別委員会等を中心として令和2年度に継続して協議すること、国の「子ども・子育て支援法施行後5年の見直しに係る対応方針」においても人口減少地域の課題の検討が提示されたが、直近の差し迫った課題として議論を促す必要があり、本会として検討を加速させるとともに、これまでと同様に保育三団体協議会において協力して対応する、との方針について表明されました。

事業計画は大きな柱立てとして、(1) 社会の動きを踏まえた制度・政策に関する提言、制度改革への対応、(2) 保育所・認定こども園等の働く環境整備、人材育成・人材確保への支援、(3) 本会の組織強化、財政基盤の強化へ向けた議論、(4) 保育三団体協議会における協同した取り組み、各種会議等への参画、を挙げ、これらの基本的な考え方をもとに、重点事項を次の4点としています。

事業計画は別添資料1をご参照ください。

【重点事項】

1. 社会からの要請や地域における子ども・子育て支援のニーズに応える会員の取り組みを支援する。
2. 幼児教育・保育の無償化や子ども・子育て支援新制度の見直し等による保育所・認定こども園等への影響を踏まえ、保育の質を高めるための政策を国等へ提言する。
一都道府県・指定都市保育組織と連携して会員の意見を集約し、政策提言に反映する。
3. 国民や地域社会に向けて、会員の実践する教育・保育の機能・役割を広く周知する。
4. 災害時の安心・安全な教育・保育の構築に向けた取り組みとともに、被災地における教育・保育への支援を継続して行う。

◆令和元年度 認定こども園研修会を中止いたします

令和2年3月9日～10日に開催を予定しておりました「認定こども園研修会」につきまして、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大をふまえ、研修会開催による受講者への感染を回避するため、開催を「中止」することといたしました。

受講を予定されていた方にはご迷惑をおかけして誠に恐縮ですが、ご理解賜ればと存じます。申込者の皆さまには2月26日に中止のご案内をFAXにて送信・郵送しております。

令和2年度の認定こども園研修会は、保育所・認定こども園リーダートップセミナーと統合して同時開催の予定です（令和3年2～3月頃）。開催要項は、会報「ぜんほきょう」に同封して会員保育所等に送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

◆【重要・再周知】

『保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報』 を掲載している厚生労働省ホームページ

新型コロナウイルス対応関連情報については、厚生労働省ホームページに最新情報が掲載され、随時更新されています。再度周知いたしますので、ご確認ください。

■厚生労働省 リンク掲載ページ『保育関係』

トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援
> 保育関係

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

■厚生労働省『保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報』

トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援
> 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆保育所等の卒園式・入園式等の開催に関する考え方 について（2月26日時点）（厚生労働省）

令和2年2月26日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の保育主管部（局）等宛てに、事務連絡「保育所等の卒園式・入園式等の開催に関する考え方について（2月26日時点）（厚生労働省）」が発出されました。

この事務連絡は、新型コロナウイルスの感染が発生している地域においては、実施方法の変更や延期を含めた対応の検討を依頼するとともに、実施する場合に取るべき感染拡大防止の措置や実施方法の工夫例が示されたものです。

（全国保育協議会事務局抜粋）

保育所等の卒園式・入園式等の開催に関する考え方について （2月26日時点）

卒園式や入園式等については、かけがえのない行事であり、現時点で、政府として一律に自粛要請を行うものではありませんが、特に感染が発生している地域におきまして

は、市区町村において、実施方法の変更や延期を含め、対応を検討していただくようお願いいたします。

また、実施する場合には、下記のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫の例についても併せて示しますので、ご参考にしてください。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう呼びかけ
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめの喚起の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑えること（在園児の参加の取りやめ、保護者等の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）
- ・会場の椅子の間隔を空けるなど、参加者間のスペースを確保すること
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付、卒園証書を代表の子どもへの授与とすることなど）
- ・予行等は取りやめ、式典当日のみの実施とすること

※卒園式を想定していますが、必要に応じ入園式にも応用ください。

◆保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報） （厚生労働省）

令和2年2月25日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の保育主管部（局）等宛てに、事務連絡「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」が発出されました。

この事務連絡は、子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の、当面の間の登園回避及び保育所等の臨時休園の措置に関する方針等についてまとめられたものです。

（全国保育協議会事務局抜粋）

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について （第二報）（令和2年2月25日時点）

（子どもが感染した場合について）

1. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合には、市区町村は、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を速やかに判断すること。
2. 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ていない状態で登園していた場合には、

現時点の知見の下では、一律に臨時休園が必要とまではいえない可能性もある。このため、市区町村は、その必要性について、個別の事案ごとに都道府県等と十分相談の上、慎重に判断すること。

(子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合について)

3. 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請すること。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

(感染者がいない保育所等も含む臨時休園について)

4. 1. 及び2. とは別に、地域全体での感染拡大を抑えることを目的に、新型コロナウイルス感染症の地域における流行早期の段階において、都道府県等の衛生部局等とも十分に相談し、公衆衛生対策として、感染者がいない保育所等も含む臨時休園を行うことも考えられる。この場合には、対外的な交流イベントなど地域の子ども等が集まる行事なども含めて幅広く対策を検討する必要がある。

(発熱等の症状がある子どもの登園回避の要請の徹底について)

5. 感染拡大の防止の観点から、家庭との連携により、できる限り健康状態の確認(検温等)を行うよう指導することとし、特に、感染者が確認された地域に所在する保育所等においては、このことを徹底すること。また、発熱や咳などの風邪の症状が見られるときは登園を避けるよう要請すること。

(職員における感染対策について)

6. 上記1. から5. については、職員についても、直接子どもに接する立場にあることから一層厳格かつ迅速に対応する必要があり、同様に対応を行うこと。この場合、職員については、休暇の取得や自宅待機等によって対応すること。

(臨時休園や登園回避の要請等を行う場合の配慮事項について)

7. 市区町村においては、臨時休園や登園回避の要請等の判断を行うに当たっては、臨時休園・登園回避等の期間中の家庭での保育や、給食のキャンセルに係る対応等による保護者の追加的な負担等に留意し、都道府県等の衛生部局等とも十分に相談の上、臨時休園や登園回避等の規模や期間等を含め、保護者の負担を極力軽減できるような方法を検討すること。

(医療的ケアを必要とする子どもへの対応等について)

8. 医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者も多く、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医に現在の保育所等を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従うこと。また、登園時においては、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意すること。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆保育所等における感染拡大防止のための留意点について（厚生労働省）

令和2年2月25日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の保育担当部（局）等宛てに、事務連絡「保育所等における感染拡大防止のための留意点について」が発出されました。

この事務連絡は、これまで発出されていた保育所等において新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応に関する事務連絡とは別に、保育所等における感染拡大を防止する観点から、罹患が確認されない子ども等についての留意点が示されたものです。

（全国保育協議会事務局抜粋）

保育所等における感染拡大防止のための留意点について

（職員等について）

- 保育所等の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱（37.5度以上の発熱をいう。以下同じ。）や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。保育所等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

ここでいう職員とは、子どもに直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立ち入りを断ること。

（子どもについて）

- 保育所等の登園に当たっては、登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（厚生労働省）

令和2年2月25日、厚生労働省より、都道府県・指定都市・中核市の保育主管部（局）宛てに、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて」が発出されました。

この事務連絡は、今後、新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合に、人員、

設備等の基準の適用について、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で配慮するよう連絡したものです。

詳細は下記ホームページをご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆体罰等によらない子育ての推進に関する検討会 (第4回) が開催される (厚生労働省)

令和2年2月18日、「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会(第4回)」が開催されました。

検討会では、子どもの権利が守られる社会を実現していくため、保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組む必要性と、どんな行為が体罰にあたるかを示した指針「体罰等によらない子育てのために(案)」について、パブリックコメントの結果やこれまでの議論を踏まえて議論が行われるとともに、キャッチコピーの募集結果が報告されました。

第4回での議論の結果を踏まえ、2月20日に「体罰等によらない子育てのために～みんなが育児を支える社会に～」が公表されています。詳細については、下記ホームページをご参照ください。

指針では、まず、しつけと体罰について整理。「たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為(罰)である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当」するとし、「しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすること等の目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為」と整理しています。

また、「怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も、子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性があります。子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害」するとしています。

そのうえで、体罰等によらない子育てのポイントとして、「子どもとの関わりの工夫」「保護者自身の工夫」「子育てはいろいろな人の力と共に」をあげ、具体的な工夫の方法を提示したうえで、社会全体で取り組む必要性を訴えています。

検討会の資料や内容の詳細は、下記ホームページをご参照ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会 > 体罰等によらない子育ての推進に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-kodomo_554389_00010.html

◆保育の現場・職業の魅力向上検討会（第2回）が 開催される（厚生労働省）

令和2年2月17日、「保育の現場・職業の魅力向上検討会（第2回）」が開催されました。

検討会では、保育士の養成および保育士の魅力と発信方法についてのヒアリングが行われた後、各委員より保育現場・職業の魅力向上についての発言が行われました。

◇ 保育士の魅力と発信方法について（現場の保育士へのヒアリング）（全国保育協議会事務局にて要約）

【保育の魅力について】

- ・たくさんの出会いがあること。
- ・毎日が驚きと感動の連続であり、命の尊さを感じる。
- ・正解がないこと。
- ・自分の得意なことを活かせる仕事。
- ・保育について語り合える風土と良好な職員関係があっこそ、魅力向上へと繋がっていくと考える。

【発信方法】

- ・保護者への発信は日常的にカメラを持ち、撮った写真を通して保護者に伝えている。
- ・日常的に保育を公開したり、他園へ積極的に見学・交流し、自園のことや保育の魅力を伝えている。

◇ 各委員からの意見（概要）（全国保育協議会事務局にて要約）

【魅力向上のために必要なこと】

- ・保育士養成校教員として試験合格者と現場をつなぐ働きかけ。
- ・現場の中で保育の良さを「見える化」すること。
- ・実習は、短期間に集中して行うより、週1回を長期間行ったほうが、より魅力を感じやすいのではないか。
- ・保育者が、積極的に外へと出向いたり、園をオープンにしていくこと。

【発信の方法】

- ・メディアでの発信。
- ・出版社に原稿を持ち込み、雑誌に入れ込んでもらう。
- ・一般企業向けに研修をし、保育の専門性を提示。
- ・名刺を持って、気軽に隣の園を見に行ける環境。
- ・大学のホームページで保育の魅力をPRし、保養協のホームページや保育の魅力を伝える何らかのページのリンクをつける。

【発信の対象】

- ・養成校の学生に向けた発信。
- ・小・中・高生への発信。
- ・多職種・社会に向けた発信。

- ・若い世代の保護者。

【その他】

- ・困難なことにぶつかったときに乗り越えていく力を、養成校でも学生に伝えていくことが必要。

第2回の検討会資料については、下記ホームページに今後掲載予定ですので、ご参照ください。

3月12日に開催される予定の第3回では、魅力ある保育の職場づくりや多様な人材の活用について検討されるほか、関連事項についてのヒアリングが実施される予定です。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 審議会・研究会等 > 子ども家庭局が実施する検討会 > 保育の現場・職業の魅力向上検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/newpage_09174.html

◆『月刊福祉』3月号「子どもの権利をいかに守るか—社会的養護のこれから」（全社協・出版部）

「推進計画実施を目前に、社会的養護のさまざまな関係者が語る！」

新しい社会的養育ビジョンによる都道府県社会的養育推進計画に基づく支援が令和2年4月から始まります。社会的養護施設のあり方が問われ、里親等委託率の目標設定における課題も指摘されるなか、支援は子どもの権利が阻害されることなく行われなければなりません。

『月刊福祉』3月号では、そのために必要なことは何か、社会的養護関係者に何が求められるのか、さまざまな視点から検討しています。

【座談会】社会的養護関係者には何が求められるか

川崎 二三彦 氏（子どもの虹情報研修センター センター長）
北川 聡子 氏（日本ファミリーホーム協議会 会長）
桑原 教修 氏（全国児童養護施設協議会 会長）
平田 ルリ子 氏（全国乳児福祉協議会 会長）
山縣 文治 氏（関西大学教授）〔進行兼〕

【論点Ⅰ】個々の子どものニーズに応じた社会的養育を地域でどう実現していくか

宮島 清 氏（日本社会事業大学専門職大学院 教授）

【論点Ⅱ】里親とも連携しつつ専門的な支援が必要な子どもをどう支援するのか

栗延 雅彦 氏（社会福祉法人和泉乳児院 和泉乳児院施設長）

【論点Ⅲ】子どものみならずその親への支援をどう展開するか

—母子生活支援施設における家庭養育機能の活用に向けて
中島 尚美 氏（大阪市立大学 特任准教授）

【論点Ⅳ】社会的養護施設の地域分散化をどのようにすすめていくか

太田 一平 氏（社会福祉法人和敬会 八楽児童寮施設長）

【論点Ⅴ】 社会的養護における子どもの意思決定と支援

磯谷 文明 氏（くれたけ法律事務所 弁護士）

【論点Ⅵ】 ここから先へすすむために—社会的養護の当事者の「声」と視点を活かす

長瀬 正子 氏（佛教大学社会福祉学部 講師）

詳細は下記をクリックしてください。

<https://www.fukushinohon.gr.jp/surl/209>

【体 裁】 B5判／104頁／2020年2月発行

【販売価格】 971円（税別）

【購入申込】 全社協出版部受注センター（TEL.049-257-1080、FAX.049-257-3111）

または、「福祉の本出版目録」webサイト

<https://www.fukushinohon.gr.jp>

【お問合せ先】 全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2

TEL : 03-3581-9511 / FAX : 03-3581-4666